

2018年3月のIFRS解釈指針委員会会議における議論の状況

ASBJ 専門研究員 堀 ともみ 友美

1 はじめに

本稿では、2018年3月13日に開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2 2018年3月のIFRS-IC会議の概要

2018年3月に開催されたIFRS-IC会議では、次の事項が議論された。

- (1) 継続的検討事項
 - ① IAS第12号「法人所得税」：繰延税金資産及び負債の税務基準額
 - ② IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」：契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト
 - ③ IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」：法人所得税以外の税金に係る支払
- (2) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① IFRS第9号「金融商品」：特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類
 - ② IFRS第9号「金融商品」及びIAS第

39号「金融商品：認識及び測定」：ロード・フォローイング・スワップでのヘッジ会計

- ③ IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」：短期の借入金及び信用枠の分類
 - (3) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① IFRS第9号「金融商品」及びIAS第1号「財務諸表の表示」：特定の金融商品に係る金利収益の表示
 - ② IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」：不動産契約における収益認識
 - ③ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」：土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識
 - ④ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」：現在までに完了した履行に対する支払を受ける権利
 - (4) その他の事項
 - ① 提出された質問への回答
 - ② IFRS-ICの仕掛案件のアップデート
- 以下では、上記のうち、我が国の関係者の間で、比較的、関心が高いと考えられる上記(2)の各論点に関して、論点の概要及びアジェンダ決定案の概要等について紹介する。

3 IFRS 第9号「金融商品」：特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）を適用する保有者が特定の金融資産をどのように分類するかについて明確化を求める要望を受けた。

具体的には、ある通貨建の額面金額と別の通貨建の固定金利支払からなる次のようなデュアルカレンシー債について、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみ（solely payments of principal and interest；SPPI¹）の要件を満たすかどうかが質問されている。

- 契約上の額面金額が表示されている通貨（例えば、日本円）とは別の通貨建（例えば、米ドル）で固定金利が支払われる。
- 固定金利は毎年支払われる。
- 額面金額は固定された満期日に返済される。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018年3月のIFRS-IC会議で議論を行った結果、IFRS-ICは、この要望に関して行ったアウトリーチに関する回答を踏まえ、要望書に記述されたような金融商品は一般的なものではないと考え、本論点が広範な影響を有するという証拠を得ていないことから、本論点を基準開発のアジェンダとして取り上げないとするアジェンダ決定案を公表した²。

(3) 今後の予定

IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

4 IFRS 第9号「金融商品」及びIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」：ロード・フォローイング・スワップでのヘッジ会計

(1) 論点の概要

IFRS-ICは、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、予定取引がヘッジ対象として適格となるためには「可能性が非常に高く（highly probable）」なければならないとするIFRS第9号及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS第39号」という。）の要求事項について、明確化を求める要望書を受け取った。

具体的には、ヘッジ手段として指定されたデリバティブ（ロード・フォローイング・スワップ）の想定元本がヘッジ対象の成果に応じて変動する場合について、以下の3点を質問している。

- ① 企業が当該要求事項をどのように適用するか。
- ② ヘッジの有効性を評価又は測定するにあたり、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象が（量的に）固定されなければならないのかどうか。
- ③ これらの質問に対する回答は、企業がIAS第39号を適用しているのか、又はIFRS第9号を適用しているのかによって変わるのか

1 SPPI要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有する負債性金融商品は、企業の事業モデルにより、償却原価（IFRS第9号4.1.2項）又はFVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値）（同4.1.2A項）により事後測定される。

2 IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック5.16項(a)には、IFRS-ICが対処すべき論点の特徴の1つとして、「広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される」ことが示されている。

どうか。

なお、要望書の提出者は、想定される取引の事例について、次のように説明している。

- 太陽光発電施設が、発電した電力を国の電力市場においてスポットレート（変動価格）で販売する。
- 太陽光発電施設は、当該販売取引とは別に、独立した第三者と自らが発電した実際の電力量に基づいて、電力の変動価格を固定価格に交換するロード・フォローイング・スワップ契約を締結する。
- 太陽光発電施設は、ヘッジ対象として電力の予定売上を指定する一方で、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ手段として、ロード・フォローイング・スワップを指定する。
要望書の提出者によれば、ロード・フォローイング・スワップの性質は、スワップの想定元本額が、企業が国の電力市場で販売する実際の電力量に基づいているようなものであるとされている。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018年3月のIFRS-IC会議で議論を行った結果、IFRS-ICは、この要望に関して行ったアウトリーチに関する回答を踏まえ、要望書に記述されたような金融商品は一般的なものではないと考え、本論点が広範な影響を有するという証拠を得ていないことから、本論点を基準開発のアジェンダとして取り上げないとするアジェンダ決定案を公表した。

(3) 今後の予定

IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

5 IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」：短期の借入金及び信用枠の分類

(1) 論点の概要

IFRS-ICは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS第7号」という。）第8項の適用に際して、企業が現金及び現金同等物の内訳としてキャッシュ・フロー計算書に含めることが可能な借入の種類の実態に関する要望を受けた。

IAS第7号第8項（下線部は筆者による追加）

銀行借入は、一般的に財務活動と考えられる。しかし、一部の国では、要求払債務である当座借越が企業の資金管理の不可分な一部となっている。こうした状況では、当座借越は現金及び現金同等物の構成要素として含まれる。このような銀行との取決めの特徴は、銀行残高がプラスから借越へ変動することが多いことである。

具体的には、次のような短期の取決めについて現金及び現金同等物として分類できるか否かが質問されている。

- ① 契約上の返済通知期間が短い（例えば、14日の）短期の借入金及び信用枠（短期の取決め）を有している。
- ② 企業の資金管理の不可分な一部である。
- ③ 銀行残高がほとんどいつも借越であり、借越からプラスへ変動することは多くはない。
また、要望書の提出者は、借入残高がプラスから借越へ変動することが多いことが現金及び現金同等物へ分類する要求事項となるのか、例示に過ぎないのかを明確化することも要求している。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018年3月のIFRS-IC会議で議論を行った結果、IFRS-ICは、次に示す分析結果を踏まえ、要望書に記述された事実パターンによる短

期の取決めは、現金及び現金同等物には含まれないと結論付けるとともに、IFRS 基準における諸原則及び要求事項は、要望書に記述された短期の取決めについて現金及び現金同等物の内訳としてキャッシュ・フロー計算書に含めるべきかどうかを企業が評価するための適切な基礎を提供しているとして、本論点を基準開発のアジェンダとして取り上げないとするアジェンダ決定案を公表した。

- ① 企業が銀行借入を現金及び現金同等物の構成要素として含めるのは、IAS 第7号第8項に記述された特定の状況においてのみである。すなわち、銀行との取決めが、(i)要求払債務であり、かつ、(ii)企業の資金管理の不可分な一部となっている当座借越である状況である。
- ② 資金管理には、現金及び現金同等物を、投資又はその他の目的ではなく、短期の現金支払債務に充当するために管理することが含まれる (IAS 第7号第7項及び第9項)。銀行との取決めが企業の資金管理の不可分な一部であるかどうかの評価は、事実及び状況の問題である。
- ③ 銀行との取決めの残高が借越からプラスまで変動することが多くない場合、これは、当該取決めが企業の資金管理の不可分な一部を構成しておらず、むしろ、資金調達の一形態となっていることを示唆するものである。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。